

(5) 自殺予防対策に従事する者の心の健康を維持するための取組の一層の推進

勸 告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要等】</b></p> <p>(自殺予防対策に従事する者の心の健康を維持するための取組の推進)</p> <p>国、地方公共団体、民間団体において精神保健や自殺に関する相談業務に従事する者など、自殺予防対策に関する業務に従事する者は、深刻かつ複雑・多様な内容の相談を受け付けたり、精神疾患患者等の対応を行う必要があるなど、精神的負担が大きいものと考えられる。</p> <p>自殺予防総合対策センターが作成した手引「自殺対策の基礎知識～地域や職場で自殺対策に取り組むために～」(平成20年3月)や、厚生労働省が自死遺族等に対する相談、支援を行おうとする人の養成や地域の社会資源の活用及びその育成のために作成した「自死遺族を支えるために～相談担当者のための指針～」(平成21年1月)等においても、自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康を維持するための体制整備が重要であるとされている。</p> <p>また、大綱においては、自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康を維持するための取組について、「民間団体の活動に従事する人も含む自殺対策従事者の心の健康を維持するための対応方法の普及を図る」とされている。</p>	<p>表4-(5)-①</p> <p>表4-(5)-②</p> <p>表4-(5)-③</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、関係府省、地方公共団体の心の健康に関する相談機関及び自殺に関する相談事業を行う民間団体18機関における相談業務に従事する者の心の健康を維持するための取組の実施状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p>	
<p><b>ア 国における自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康を維持するための取組の実施状況</b></p>	
<p>(ア) 内閣府における取組の実施状況</p> <p>大綱においては、自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康を維持するための取組について、「民間団体の活動に従事する人も含む自殺対策従事者の心の健康を維持するための対応方法の普及を図る」とされているが、内閣府は、取組を行うに当たって参考となるような取組事例について情報提供を行っておらず、取組の重要性についての周知が十分とは言えない状況となっている。</p>	<p>表4-(5)-③</p> <p>(再掲)</p>
<p>(イ) 厚生労働省における取組の実施状況等</p> <p>厚生労働省では、平成21年3月に作成した「自殺に傾いた人を支えるために～相談担当者のための指針～」及び「自死遺族を支えるために～相談担当者のための指針～」を「自死遺族の支援及び自殺未遂者ケアの推進について」(平成21年3月31日付障精発第0331006号)により、都道府県及び政令指定都市の精神保健福祉主管部局長宛てに通知するとともに、同省のホームページに掲載している。これらの指針等には、「相談従事者に対</p>	<p>表4-(5)-④</p> <p>表4-(5)-②</p>

<p>するサポートとケア」として、①自殺対策の課題・問題を話し合うためのミーティング、②自殺対策ネットワークの構成員との交流などの記述が盛り込まれている。</p>	<p>(再掲)</p>
<p>また、自殺予防総合対策センターでは、地域や職場で自殺対策に取り組むための手引として、「自殺対策の基礎知識～地域や職場で自殺対策に取り組むために～」(平成20年3月)を作成し、同センターのホームページに掲載しているほか、平成21年度に地方公共団体、民間団体で心理職として業務に従事する者を対象として実施した「心理職等自殺対策研修」において、カリキュラムに「支援者支援」を盛り込んでいる。</p>	<p>表4-(5)-① (再掲) 表4-(5)-⑤</p>
<p><b>イ 地方公共団体における自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康を維持するための取組状況等</b></p>	
<p>今回調査した地方公共団体の心の健康に関する相談機関(35地方公共団体の60機関)の中には、相談業務従事者等を対象としたアンケート調査において、相談業務で関わった者が自殺又は自殺未遂をした415件についての相談業務従事者の心理状態は、「眠れなくなった」が95人、「その仕事が続けられなくなった」が19人、「精神科を受診した」が15人となっているなど、相談業務従事者の側にも大きな影響があるという結果が出ている例がある。</p>	<p>表4-(5)-⑥</p>
<p>また、調査した60機関の中には、①相談対応方法の検討等を行う事例検討会などにより相談員相互の情報共有を行っているものや、②精神科医や保健師である管理職が、定期的に相談業務に従事する職員に対する面談やカウンセリングを行っているものなどが40機関(13都道府県23機関、6政令指定都市9機関及び8市区町8機関)(66.7%)みられた。</p>	<p>表4-(5)-⑦、⑧</p>
<p>一方、調査した60機関のうち20機関(7都道府県10機関、2政令指定都市2機関及び8市区町8機関)(33.3%)においては、実施する必要がないなどとして、相談業務従事者の心の健康の維持を目的とした取組を特段行っていない。</p>	
<p>また、今回調査した地方公共団体から、相談業務従事者の心の健康を維持するための取組に関する意見等を聴取したところ、相談員の心の健康の維持に関する取組について、より踏み込んだ専門的・効果的な対応方法、配慮点等が分からないとするもの(5件)など、当該取組の実施に当たっての課題等を挙げているものがみられた。</p>	<p>表4-(5)-⑨</p>
<p>なお、今回調査した自殺に関する相談事業を行う民間団体18機関においては、月に1度、全相談員を10人程度のグループに分け、相談事例のケースワークを行うとともに、相談員同士で悩みを打ち明け、臨床心理士等からの指導・助言を受ける場として「継続研修」を実施するなど、全ての民間団体において相談員の心の健康の維持に関する取組が実施されていた。</p>	<p>表4-(5)-⑩</p>
<p>今回調査した民間団体からは、①相談員が随時、臨床心理士などの専門家</p>	<p>表4-(5)-⑪-i、</p>

<p>による指導や助言を受けることができるような体制を整備することが必要であるとすもの（3件）、②行政による相談員の意識付けや心の健康の維持に関する内容の研修等の充実を求めるもの（2件）などの意見等がみられた。</p> <p>以上のとおり、自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康を維持するための取組について、地方公共団体においては、実施する必要がないなどとして取組を特段行っていないものや専門的・効果的な対応方法が分からないとするものなどがみられることから、地方公共団体における取組を推進するための方策を講ずる必要があると考えられる。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、関係府省は、自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康を維持するための取組が推進されるよう、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 内閣府は、関係府省と連携を図り、自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康を維持するための取組の重要性の周知を徹底するとともに、その取組事例について地方公共団体に情報提供を行うこと。</p> <p>② 厚生労働省は、自殺予防対策に関する業務に従事する者の心の健康を維持するための専門的知見を活用した対応方法について一層の普及・啓発を図ること。</p>	<p>ii</p>
--	-----------

表4-5-1 「自殺対策の基礎知識～地域や職場で自殺対策に取り組むために～」(平成20年3月  
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター) <抜粋>

第3章 自殺対策の実際
第1節 自殺に至るステージと自殺対策
6. その他
研修等を通じて、自殺対策に従事する関係者の養成や資質向上を行うことはとても重要なこと です。これから始めようとしている方々にとって、既に取り組みされている事例はたいへん参 考になると思います。
一方、 <u>こころの健康問題に取り組む「従事者自身のこころの健康」を支援する体制も必要で す。事例検討会や、処遇困難事例の検討会、さらに専門家やスーパーバイザーによる支援体制 を整えることはきわめて大切です。</u>

(注) 下線は当省が付した。

表4-5-2 「自死遺族を支えるために～相談担当者のための指針～」(平成21年1月) <抜粋>

II. 本編
4 相談従事者に対するサポートとケア
<u>自殺に関連した相談業務を継続的に実施するためには、相談従事者に大きな負荷がかからないよ うな仕組みづくり、体制作りが必要である。</u>
具体的には、相談従事者をサポートするための研修や体制作り、連携のための地域自殺対策ネッ トワークの整備などであり、例えば以下のようなものである。
● 相談従事者自身の心の健康を保つためのセルフケア技能の向上
● 相談対応技能を高めるための研修
● 定期的な事例検討会や自殺対策の課題・問題を話しあうためのミーティング
● 専門家や、自殺対策ネットワークの構成員との交流の機会
● 必要時に、自分自身が専門家により精神保健的ケアを受けることのできる体制

(注) 下線は当省が付した。

表4-5-3 「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定、平成20年10月31日一部改正)  
<抜粋>

第4 自殺を予防するための当面の重点施策
3. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
(10) 自殺対策従事者への心のケアの推進
<u>民間団体の活動に従事する人も含む自殺対策従事者の心の健康を維持するための対応方 法の普及を図る。</u>

(注) 下線は当省が付した。

表 4 - (5) - ④ 「自死遺族の支援及び自殺未遂者ケアの推進について」(平成 21 年 3 月 31 日障精発第 0331006 号都道府県・政令指定都市精神保健福祉主管部(局)長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通達) <抜粋>

自死遺族の支援及び自殺未遂者ケアの推進について

自殺未遂者のケア及び自死遺族の支援については、平成 20 年 3 月に取りまとめられた「自殺未遂者・自殺者親族のケアに関する検討会」報告書を踏まえ地域における推進を図っていただいているところであるが、今般、厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業「自殺未遂者および自殺者遺族等へのケアに関する研究」(研究代表者 国立精神・神経センター精神保健研究所 社会精神保健部長 伊藤弘人)において、自殺未遂者のケアに関する指針「自殺に傾いた人を支えるために一相談担当者のための指針一」および自死遺族ケアに関する指針「自死遺族を支えるために～相談担当者のための指針～」が別途の通り作成されたところである。

については、精神保健福祉センター、保健所等の関係機関において自殺未遂者のケア及び自死遺族の支援に取り組むにあたり、同指針を参考にして一層の推進を図るとともに、管内の自治体及び自死遺族支援に関わる民間団体等への周知方お願いする。

なお、同指針は厚生労働省ホームページに掲載しているので活用いただきたい。

(注) 下線は当省が付した。

表4-(5)-⑤ 第2回心理職等自殺対策研修（平成21年度）の概要

<p>目的</p>	<p>自殺関連行動への対応や支援について学び、特に、思春期・青年期において精神的問題を抱える者や自傷行為を繰り返す者が、医療や相談の場で適切な支援を受けられるよう、救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた連携体制の構築の重要性について理解することを目的とする。</p>
<p>対象者</p>	<p>精神科医療機関、救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関、児童福祉機関等で働く心理職員</p>
<p>期間</p>	<p>平成21年6月8日～同年6月10日</p>
<p>内容</p>	<p>○ 研修プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国の自殺対策</li> <li>・ 自殺の実態と心理職・PSWへの期待</li> <li>・ 念慮者対応の基本</li> <li>・ チーム医療における自殺と心理職・PSWの課題（グループワーク1）</li> <li>・ 自傷について</li> <li>・ 若者の自殺とインターネット</li> <li>・ 子どもの自傷・自殺（事例検討）</li> <li>・ チーム医療における自殺と心理職・PSWの課題（グループワーク2）</li> <li>・ 自殺念慮者への対応の実際（演習）</li> <li>・ <u>事後対応と支援者支援</u></li> <li>・ 効果測定</li> </ul> <p>※ 「事後対応と支援者支援」の研修教材において、支援者支援のために、i) 組織として相談対応など技能を高める研修や意見交換の機会を設けること、ii) セルフケア技能の向上として友人や家族に日頃の話を話すことなどが示されている。</p>

(注) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの資料に基づき当省が作成した。

表4-(5)-⑥ ゲートキーパーアンケート調査（平成23年1月尼崎市）

1 調査の目的等

ゲートキーパー養成のために現在の自殺に対する意識を調査するとともに、実際の対応の中で困難を感じた点等を把握しゲートキーパーを支える方策を検討するための資料とする

2 調査対象

尼崎市職員、同市の委託を受けて相談業務を行う機関の職員、民生児童委員、介護保険事業所・障害福祉サービス事業所、司法書士等

対象者	職種等	対象数	回答数
市職員	福祉事務所ケースワーカー、保健所・保健センター保健師・精神保健福祉相談員、消防指令・救急隊、教育総合センター等	440人	356人
市の委託を受けて相談業務を行う機関の職員	地域包括支援センター、相談支援事業所（障害）、女性センター、市民相談担当等	130人	112人
民生児童委員		815人	106人
介護保険事業所・障害福祉サービス事業所	登録ヘルパー等	680事業所	658人
司法書士	市内で開業している司法書士	77人	23人
合 計		1,462人 680事業所	1,255人

2 調査結果集計時点

平成23年1月31日現在

3 調査方法

以下の2種類の調査票を用いたアンケート調査

- ・意識調査票：回答者の属性、自殺に関する一般的な意識を把握する調査票
- ・個別調査票：実際に自殺・自殺未遂・自殺念慮を訴える人とかかわった時の個別の対応内容等を把握するもの

4 調査結果

○ 意識調査票の回答数1,255人のうち、仕事で関わった者が自殺又は自殺未遂をした、自殺念慮の訴えを打ち明けられた等の経験があると回答したのは633人（50.4%）。

具体的な内容は、i) 自殺292件、ii) 自殺未遂を繰り返した後自殺61件、iii) 自殺未遂428件及びiv) 自殺念慮の訴え1,009件となっている。

○ 上記633人から個別調査票による回答があった631件のうち、関わった者が自殺又は自殺未遂をした415件についての従事者の心理状態は、「落ち込んだ」が301人、「眠れなくなった」が95人、「その仕事を続けられなくなった（一時的に休んだ）」が19人、「自分が精神科を受診するようになった」が15人となっている。

※1 意識調査票については、消防職員は搬送等に関わる件数が多すぎるため、件数の回答はない。

※2 個別調査票については、一人の回答者が多数の経験を持っている場合があり、また、記入は任意としているため、経験の全数は把握できていない。

（注）尼崎市の資料に基づき当省が作成した。

表4-5-7 地方公共団体において、相談員の心の健康を維持するための取組を行っている例

地方公共団体名	取組の概要
兵庫県	自殺と関連性の高いうつ病、アルコール依存についての正しい知識を身につけることは、相談業務を円滑に実施するために必要であるとともに、相談業務従事者自信の心の健康を維持するためにも必要なことであることから、研修会を開催している。また、困難な相談事例を相談員が一人で抱え込むことのないよう、事例検討会を開催
鹿児島県	相談員同士のカンファレンスを行うことで、相談員が一人で抱え込まないようにするとともに、相談窓口が設置されている精神保健福祉センターの所長（精神科医）及び保健師が参加して、対応困難な相談事例についての検討会を実施 また、同センターの所長による相談員の心のケアのための面談を随時実施
広島市	相談対応によるつらい気持ちを引きずらないようにするため、相談実施後の相談員同士の情報共有を行うとともに、対応が困難な事例については、精神科医師によるスーパービジョンを受け、対応方法等に関する助言を受けることで、相談員一人で抱え込まないようにし、相談員の負担を軽減している。
東京都足立区	相談員の心のケアのための取組として、相談員同士による相談処理事案の情報共有及び上司による助言等を日常的に行っている。 また、相談窓口の相談員等を対象としたゲートキーパー研修において、相談員の心のケアに関する内容を盛り込んでいる。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の取組内容は、平成22年度のもの。

表4-5-⑧ 地方公共団体における相談業務従事者の心の健康を維持するための取組の状況

区分	取組を実施している 地方公共団体の機関	取組を実施していない 地方公共団体の機関
都道府県	13 都道府県 23 機関	7 都道府県 10 機関
政令指定都市	6 政令指定都市 9 機関	2 政令指定都市 2 機関
市町村	8 市区町 8 機関	8 市町 8 機関
小計	27 地方公共団体 40 機関 (66.7%)	17 地方公共団体 20 機関 (33.3%)
合計	35 地方公共団体 60 機関 (100.0%)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 一地方公共団体の複数の機関で取組状況が異なる場合があることから、「小計」欄の地方公共団体数の合計は、「合計」欄の地方公共団体数とは一致しない。

取組を実施していない主な理由等
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談業務従事者を対象とした取組の必要性を感じていないため。</li> <li>○ 全職員を対象としたメンタルヘルス対策の中で対応できているものと認識しているため。</li> <li>○ 職員が各自でストレス解消や休暇を取得するなどにより対応しているものと認識しているため。</li> <li>○ 自殺に関する相談は少なく、相談業務従事者の精神的な負担は必ずしも大きくないと考えられるため。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

表4-5-⑨ 相談員の心の健康を維持するための取組について、より踏み込んだ専門的・効果的な対応方法、配慮点等が分からないとする意見等

意見等の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自殺対策関係者学習会で自殺念慮者から相談を受けた時の相談を受ける者の心の動きを共有しながら支援内容を振り返る機会や、グループワークで日頃の悩みを共有する機会を持つといった取組を行っているが、より専門的・効果的な取組となると、対応方法、配慮点等、具体的にどのような構成にしたらいかがいかわからない点が多い。</li> <li>○ 実際には、相談に対応する職員側にも心理的・精神的な負担がかかることがあり、その軽減策について、検討が必要である。</li> <li>○ どのような頻度で、相談従事者(ボランティア)の心の健康の維持について実施していけばいいのか、今後、検討が必要である。</li> </ul>
(他同様の意見2件)

(注) 当省の調査結果による。

表4-(5)-⑩ 自殺に関する相談事業を行う民間団体において、相談員の心の健康を維持するための取組を行っている例

区分	取組の概要
取組例1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 月に1度、全相談員を10人程度のグループに分け、グループ単位で研修を実施している。この研修は、相談事例のケースワークを行うとともに、相談員同士で悩みを打ち明け、臨床心理士等からの指導・助言を受ける場として実施しているもので、全相談員に参加を義務付けている。</li> </ul>
取組例2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常駐事務局員、それ以外の際は緊急連絡先に連絡</li> <li>○ 理事長や元相談員の評議員に対して、悩みを相談できる「心の荷下ろし」を月に4日（第1・第3水曜日と残り2日は随時開催。14:00～17:00）実施</li> <li>○ スーパーバイザーの資格を有する相談員に対して、随時、悩みを相談することができるとともに、1年に1回、スーパービジョンを実施</li> </ul>
取組例3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電話対応以外の時間に、相談員同士による自主的なピアカウンセリング（同じ背景を持つ人同士が対等な立場で話を聞きあうこと）を実施</li> <li>○ 全相談員が受講している実務研修において、スーパービジョンやケース検討を実施</li> <li>○ 地域自殺対策緊急強化推進事業として、精神保健福祉センターが実施する「こころの電話」の休日・時間外の相談対応を受託しており、月1回、当該相談業務に従事する相談員に対し、ケース研究、スーパービジョンの研修会が実施されている。</li> </ul>
取組例4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 月曜日～土曜日の10:00～17:00は、事務局に相談員担当者が必ず一人以上は常駐し、相談員からの相談にはいつでも対応できるようにするとともに、これらの日時以外の時間には決められた相談員担当者が相談員に対するケアのための専用の携帯電話を所有し、相談員からの連絡・相談に対応できる体制を整えている。</li> <li>○ 相談員の希望によってフォローアップ研修（自己への振り返り等）を受けることができる機会も別途設けている。</li> <li>○ 実働相談員全員が24グループに分かれて、毎月1回の研修グループに参加し、直面する問題の提起など他の相談員と問題点の共有化等も行っている。</li> <li>○ サポートが必要な相談（攻撃性がある、自殺の危険性が高い等）については、モニター電話により別の相談員が話を聞きながら、担当の相談員へアドバイスを行いながら対応している。</li> </ul>
取組例5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通常は、同じ時間帯の仲間に話したり、事務局の職員がいる時はその者が話し相手になっている（専門職（臨床心理士）のアドバイスを聞くことが必要であるが、財政的に不可能であるので、仲間内で心の健康維持を行っている。）。</li> </ul>
取組例6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 深夜の時間帯の電話対応のため、相談員の健康管理から事故防止まで（精神症状などを含む健康障害の対処方法等）の心得を、掲示するとともに、相談員全員に配布している。</li> </ul>
取組例7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全体研修及びグループ研修において、テープによる相談対応内容の振り返りを実施</li> </ul>
取組例8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電話相談直後に、電話対応を行った相談員から内容等の聞き取りを行う。</li> <li>○ スーパーバイザーによる研修会（継続研修月1回、特別研修年5～6回）</li> </ul>
取組例9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎月の継続研修において事例検討等を行い、相談員が抱え込まないようにしている。</li> </ul>
取組例10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎月1回、全相談員が約10人のグループに分かれて相談対応について話し合い、スーパーバイザー（臨床心理士）から助言・指導を受けるグループスーパービジョンを実施。 その際、事前にスーパーバイザーによる助言・指導（スーパービジョン）を受</li> </ul>

	<p>けている相談員が中心的な役割を果たすこととなっている。</p>
取組例 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 月 1 回、自らの相談対応の振り返りを行う「月例スーパービジョン」を実施。自殺執行中の相談等緊急時の対応を要する相談を受けた相談員については、当該ケースに係るスーパービジョンを受講することを義務付けている。</li> <li>○ 相談員から、相談対応方法等に関する相談を受けた場合、事務局では適宜、助言等を行っている。</li> <li>○ 相談員が相談対応後に活用できるよう、相談員の心の健康の維持を目的とした自己チェックリストを相談室に備え付けており、相談員はいつでもそれに記入して事務局に提出することができるようにしている。</li> </ul>
取組例 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談員が相談を受け終わった後、当該相談案件の対応方法等についてサポーター及びスーパーバイザー（臨床心理士等の有資格者）と意見交換をしたり、指導を受けたりする振り返り作業を必ず行わせている。</li> <li>○ 一人の相談員が連続して相談電話を受けないように、1 回線当たり複数の相談員で交互に担当させている。</li> </ul>
取組例 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 深刻な相談を聞くことにより、相談員自身がストレスを感じる事が多く、そのことがきっかけで相談員を辞めてしまう者がいることから、相談員の心のケアを図ることにより、長期的な活動を支援するため、研修会及びスーパーバイズセッションを実施している。</li> </ul>
取組例 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談員が一人で悩みを抱え込まないよう、心理面のフォローをするため、また、対応困難事例の経験を生かし、専門家としての資質向上を図るため、ベテラン相談員による電話相談中の助言及び相談終了後のフォロー、シェアリングを行っている。</li> </ul>

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 表中の取組内容は、平成 22 年度のもの。

表 4 - (5) - ⑪ - i 相談員が随時、臨床心理士などの専門家による指導や助言を受けることができるような体制を整備することが必要であるとする意見等

意見等の内容
<p>○ 相談業務従事者の心の健康維持のためには、当団体が実施している振り返り作業（相談を受け終わった後、当該相談案件の対応方法等についてサポーター及びスーパーバイザー（臨床心理士等の有資格者）と意見交換をしたり、指導を受けたりする作業）のように、「対人援助」（人を支えること）をする者を支える仕組みが必要であると考えます。</p> <p>○ 相談員はもともと素人であり、重い内容の相談を聞いているうちに、相談員自身が精神的に不安定な状態になることがあります。相談員が慢性的に不足し、ボランティアであるため給料等もない中で、長期的な活動を支援するためにはスーパーバイズ等による心のケアを充実させる必要があると考えています。平成 22 年度には、自殺対策緊急強化基金を活用してこれまでより多くスーパーバイズに取り組めたものの、基金終了後の見通しが立っておらず、安定的な運営に不安を抱えているため、引き続き予算的支援を検討してほしい。</p> <p>○ スーパーヴァイズセッションにおいて、電話相談は地味な活動ではあるが、自殺予防対策に役立っていることを伝え、相談員を力づけている。この取組は、相談員の心のストレスを解消し、相談活動の長期継続化を図る手段として大変有効であると考えています。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 4 - (5) - ⑪ - ii 行政による、相談員が参加することができる相談員の意識付けや心の健康の維持に関する内容の研修等の充実を求める意見等

意見等の内容
<p>○ いのちの電話の相談員も、時には、相談員として認定された当初の気持ちが薄れることもあるため、折に触れて相談員としての意識付けを目的として、民間団体が主催する自殺予防に関する各種講演会等に相談員が出席する機会をできるだけ増やすよう努力しており、行政による各種講演会等も含め、このような機会を更に増やしたいと考えています。</p> <p>○ 相談員の心の健康維持のために、更に研修を充実していきたいと考える。</p>

（注）当省の調査結果による。